

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学授業料等の減免等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県立保健福祉大学授業料等徴収規程（以下「徴収規程」という）第4条第2項及び第9条第2項に規定する入学料並びに授業料の全額又は一部減免並びに徴収猶予（以下「減免等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(入学料の減免対象者)

第2条 入学料の減免対象者となる者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年度法律第8号）（以下「支援法」という）第4条に該当する者
- (2) その他神奈川県立保健福祉大学理事長（以下「理事長」という。）が入学料の支弁が困難と認めた者

(入学料減免の額)

第3条 前条第1号に該当する者の入学料の減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という）第2条の規定に基づき、徴収規程に定める入学料の額に10分の10、3分の2、3分の1、または4分の1を乗じた額とし、前条第2号に該当する者は、理事長が別に定める額とする。ただし、施行令第2条に定める入学金の額を減免の額の上限とする。

(入学料減免の申請手続き)

第4条 入学料の減免を受けようとする者は、第2条第1号に該当する者であることの認定を受けるため、申請手続きを行なければならない。なお、必要に応じ理事長がその他の書類の提出を求めることができる。

2 第2条第2号に該当する者は、理事長が別に定める書類を提出しなければならない。

(授業料の減免対象者)

第5条 授業料の減免対象者となる者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

- (1) 支援法第4条に該当する者
- (2) その他理事長が授業料の支弁が困難と認めた者

(授業料減免の額)

第6条 前条第1号に該当する者は、施行令第2条の規定に基づき、授業料の減免の額は、徴収規程に定める授業料の年額に10分の10、3分の2、3分の1または4分の1を乗じた額とし、前条第2号に該当する者は、別に定める額とする。ただし、施行令第2条に定める授業料の年額を減免の額の上限とする。また、減免申請以前に納付された授業料は減免しない。

(家計急変採用に係る授業料減免の額)

第7条 前条の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条第1項第2号に該当する者については、施行規則第11条の3に基づき、授業料の減免の額は、徴収規程に定める授業料の年額を12で除した金額に対し、10分の10、3分の2、3分の1または4分の1を乗じ、減免対象者として認定された月を含む月から減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分までの期間に応じて算定する。

(授業料減免の申請手続き)

第8条 授業料の減免を受けようとする者は、第5条第1号に該当する者であることの認定を受けるため、申請手続きを行なければならない。なお、必要に応じ理事長がその他の書類の提出を求めることができる。

2 第5条第2号に該当する者は、理事長が別に定める書類を提出しなければならない。

(授業料減免対象者の取扱い及び時期)

第9条 授業料減免対象者は前期又は後期ごとに認定を受けることとし、認定の申請時期は理事長が別に指定する日までに行うものとする。ただし、施行規則第19条第1項第2号に該当する者は、前期又は後期ごとの認定申請時期に関わらず、随時認定を受けることができるものとする。

(減免等の決定)

第10条 理事長は、第4条及び第8条の規定に基づき申請手続きを行った者のうち、減免等を行うことが適当である者を減免対象者と認定し、認定に基づき減免の額を決定する。

2 理事長は、入学料及び授業料（以下、「授業料等」という）の減免対象者を認定及び減免の額を決定した場合は申請者に通知する。

(減免申請に係る徴収猶予)

第11条 理事長は、授業料等の減免対象者を認定するまでの間は、当該申請手続きをした者に係る授業料等の徴収を猶予することができる。

(減免申請者に係る授業料等の納付)

第12条 授業料等の減免を申請した者は、減免等の認定に基づき、理事長が別に指定する日までその納付すべき授業料等を納付しなければならない。

(減免等の取り消し)

第13条 理事長は、授業料等の減免等について、その理由が解消したとき、支援法第4条に定める条件の対象外となったとき又は支援法第10条に定める条件に該当するときは、減免等を取り消すことができる。

2 前項により入学料の減免を取り消された者は、その減免した額の入学料を、理事長が別に指定する日までに納付しなければならない。

3 第1項の授業料の減免の理由が解消したことにより減免を取り消された者は、年額の6分の1に相当する額に当該理由が解消した日の属する月から当該期に属する最後の月までの月数を乗じて得た額（2分の1の減免の場合にあつては、2分の1をこの額に乗じて得た額）の授業料の額を理事長が別に指定する日までに納付しなければならない。

4 第1項の支援法第10条に定める条件に該当し、授業料等減免の決定を取り消された者は、理事長が必要と認める額を理事長が別に指定する日までに納付しなければならない。

(徴収の猶予)

第14条 理事長は、徴収規程第3条若しくは第5条に基づく徴収の時期に入学料又は授業料の納付が第2条各号若しくは第5条各号に準じて極めて困難と認められる者については、6か月を越えない範囲において授業料等の徴収を猶予することができる。

2 前条第1項により徴収の猶予の理由が解消したときは、徴収の猶予を受けた授業料のうち、既に納付した額を差し引いた額の全額をその理由が解消した日の属する月の翌月の27日までに納付しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度に入学する学生については、支援法の公付日から適用する。

(要綱の廃止)

2 神奈川県立保健福祉大学授業料等の免除に関する取扱要綱（平成30年4月制定）は廃止する。

(経過措置)

- 3 平成31年度以前に入学した者のうち、第5条の対象外となる者及び第6条のうち授業料の年額に3分の1を乗じた額の減免を認定された者は、別表「授業料等減免申請に係るその他理事長が必要と認める書類」を理事長に提出した場合、次のとおりとする。

対象者	措置
第5条の対象外となる者	廃止前の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。